

第Ⅲ部

計画推進に向けて

第1章 介護保険事業給付費の見込み額及び保険料

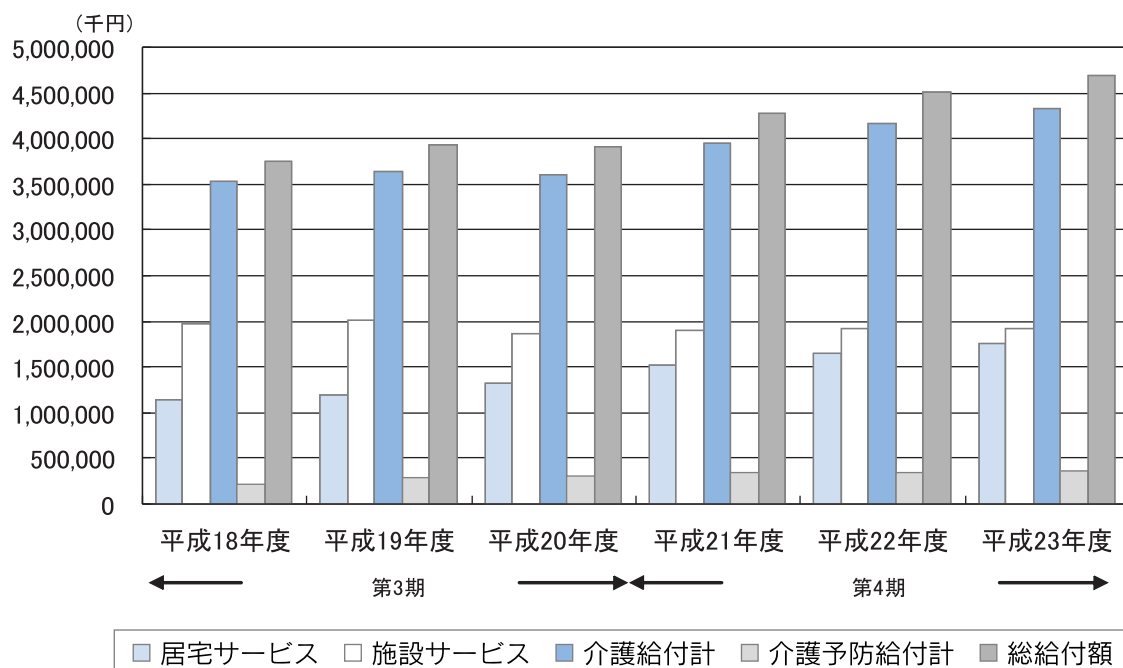
第2章 計画の推進体制等

第 1 章 介護保険事業給付費の見込み額及び保険料

1 介護保険給付費の見込み 介護保険関連

本市における第4期初年度(平成21年度)の総給付額は約42億8千万円が予想され、第3期の最終年度である平成20年度の約39億2千万円に比べ、約3億6千万円増を想定しています。第4期中は、年々伸び率を抑えた見込み量を設定しています。

■介護・予防介護給付費の推移(第3期-第4期)



(単位:千円)

区 分	第3期			第4期		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅サービス	1,346,606	1,341,556	1,470,753	1,674,685	1,820,927	1,928,530
施設サービス	1,982,954	2,005,247	1,858,711	1,904,895	1,911,327	1,928,407
地域密着型サービス	260,391	297,919	281,358	363,872	425,588	479,705
介護給付計	3,589,951	3,644,722	3,610,822	3,943,452	4,157,842	4,336,642
居宅サービス	155,866	288,234	300,685	315,097	324,707	329,619
地域密着型サービス	1,220	3,418	6,836	20,655	24,087	27,401
介護予防給付計	157,086	291,652	307,521	335,752	348,794	357,020
総給付額	3,747,037	3,936,374	3,918,343	4,279,204	4,506,636	4,693,662

平成21年度の内訳をみると、介護給付が約39億4千万円と総給付費額の約92%を占めることが予想されます。一方、介護予防給付は、平成21年度は約3億4千万円となり、平成20年度と比較して介護給付、介護予防給付とも9.2%の増加を見込んでいます。

介護給付の内訳をみると、約半数を占める「施設サービス」は平成20年度と比較して2.5%と微増なのに対し、「居宅サービス」は14.7%、「地域密着型サービス」は29.3%の増加を見込み、さらに、第4期中は「施設サービス」が1.2%の微増なのに対し、「居宅サービス」は16.3%、「地域密着型サービス」は31.8%と大きく増加を見込んでおり、居宅サービス等へのスムーズな移行を想定しています。

「居宅サービス」の中では、給付額の大きい「通所介護」「短期入所生活介護」「通所リハビリテーション」は増加額が大きく、中でも「短期入所生活介護」が大きく増加することを見込んでいます。

介護予防給付では、最も給付額の大きい「介護予防サービス」については平成20年度から21年度にかけては5.6%、第4期中も4.3%と伸びを設定しており、これが介護予防給付全体を引き上げています。

■介護・予防介護サービス種類別給付費の推移(第3期-第4期)

(単位:千円)

区 分	第3期			第4期			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
介護給付	居宅サービス	100.0 1,186,351	101.2 1,200,126	111.2 1,318,933	127.5 1,512,693	139.4 1,653,790	148.3 1,758,997
	地域密着型サービス	100.0 260,391	114.4 297,919	108.1 281,358	139.7 363,872	163.4 425,588	184.2 479,705
	福祉用具購入費	100.0 2,691	120.4 3,239	135.7 3,651	128.6 3,460	132.4 3,564	133.6 3,594
	住宅改修	100.0 13,048	115.86 11,586	95.3 12,440	95.1 12,415	98.1 12,796	99.2 12,942
	居宅介護支援	100.0 144,516	87.6 126,605	93.9 135,728	101.1 146,117	104.3 150,777	105.9 152,997
	施設サービス	100.0 1,982,954	101.1 2,005,247	93.7 1,858,711	96.1 1,904,895	96.4 1,911,327	97.2 1,928,407
	計	100.0 3,589,951	101.5 3,644,722	100.6 3,610,822	109.8 3,943,452	115.8 4,157,842	120.8 4,336,642
介護予防給付	介護予防サービス	100.0 130,963	189.8 248,556	196.7 257,612	207.7 272,019	213.6 279,691	216.7 283,845
	地域密着型サービス	100.0 1,220	280.2 3,418	560.3 6,836	1693.0 20,655	1974.3 24,087	2246.0 27,401
	福祉用具購入費	100.0 1,218	135.1 1,645	192.6 2,346	148.7 1,811	155.4 1,893	159.4 1,942
	住宅改修	100.0 6,108	173.2 10,577	204.3 12,476	190.6 11,641	199.0 12,158	204.3 12,479
	介護予防支援	100.0 17,577	156.2 27,456	160.7 28,251	168.5 29,626	176.2 30,965	178.4 31,353
	計	100.0 157,086	185.7 291,652	195.8 307,521	213.7 335,752	222.0 348,794	227.3 357,020
総給付額	100.0 3,747,037	105.1 3,936,374	104.6 3,918,343	114.2 4,279,204	120.3 4,506,636	125.3 4,693,662	

(注)平成18年度～19年度は月平均の実績値

■介護サービス種類別給付費の推移(第3期-第4期)

(単位:千円)

介護サービス	第3期			第4期			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
居 宅	訪問介護	188,520	178,208	187,073	197,262	203,917	206,552
	訪問入浴	9,492	9,532	10,933	11,458	11,973	11,957
	訪問看護	66,684	53,092	57,145	60,428	62,480	63,369
	訪問リハビリテーション	11,124	12,143	13,174	13,923	14,399	14,582
	居宅療養管理指導	17,754	16,150	14,229	15,485	15,867	15,902
	通所介護	362,856	421,141	449,342	473,998	489,497	496,332
	通所リハビリテーション	312,980	273,812	289,779	306,011	315,683	320,836
	短期入所生活介護	106,626	119,387	130,596	239,146	332,898	399,608
	短期入所療養介護	11,778	16,958	18,408	19,487	20,148	20,408
	特定施設入居者生活介護	46,623	57,310	101,943	126,561	136,208	158,145
	福祉用具貸与	51,914	42,392	46,312	48,934	50,719	51,308
	特定福祉用具販売	2,691	3,239	3,651	3,460	3,564	3,594
	計	1,189,042	1,203,365	1,322,585	1,516,152	1,657,354	1,762,591
地 域 密 着 型	夜間対応型訪問介護	0	0	0	3,389	4,643	5,646
	認知症対応型通所介護	5,215	348	0	11,811	24,507	30,316
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0	28,477	57,810	87,894
	認知症対応型共同生活介護	255,176	297,571	281,358	320,195	338,628	355,849
	計	260,391	297,919	281,358	363,872	425,588	479,705
住宅改修	13,048	11,586	12,440	12,415	12,796	12,942	
居宅介護支援	144,516	126,605	135,728	146,117	150,777	152,997	
施 設	介護老人福祉施設	585,909	610,510	612,222	631,094	631,789	647,066
	介護老人保健施設	546,149	539,367	506,216	553,126	554,118	554,545
	介護療養型医療施設	850,896	855,370	740,274	720,675	725,420	726,795
	計	1,982,954	2,005,247	1,858,711	1,904,895	1,911,327	1,928,407
合 計	3,589,951	3,644,722	3,610,822	3,943,452	4,157,842	4,336,642	

(注)平成18年度～19年度は実績値

■介護予防サービス種類別給付費の推移(第3期-第4期)

(単位:千円)

介護予防サービス	第3期			第4期		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護	19,722	34,032	34,381	36,238	37,183	37,655
訪問入浴	0	0	0	0	0	0
訪問看護	3,666	7,752	7,876	8,298	8,526	8,629
訪問リハビリテーション	746	1,744	1,774	1,862	1,916	1,935
居宅療養管理指導	1,211	1,882	2,948	3,092	3,173	3,416
通所介護	42,104	81,813	82,771	87,201	89,519	90,597
通所リハビリテーション	49,803	100,142	101,243	106,727	109,586	110,948
短期入所生活介護	851	1,303	1,356	2,472	3,486	4,275
短期入所療養介護	587	276	425	452	464	472
特定施設入居者生活介護	8,223	13,817	18,972	19,503	19,503	19,503
福祉用具貸与	4,051	5,795	5,866	6,174	6,334	6,416
特定福祉用具販売	1,218	1,645	2,346	1,811	1,893	1,942
計	132,182	250,201	259,958	273,830	281,584	285,787
地域密着型						
認知症対応型通所介護	0	0	0	10,413	10,732	10,550
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	3,215	6,327	9,824
認知症対応型共同生活介護	1,220	3,418	6,836	7,027	7,027	7,027
計	1,220	3,41	6,836	20,655	24,087	27,401
住宅改修	6,108	10,577	12,476	11,641	12,158	12,479
介護予防支援	17,577	27,456	28,251	29,626	30,965	31,353
合計	157,086	291,652	307,521	335,752	348,794	357,020

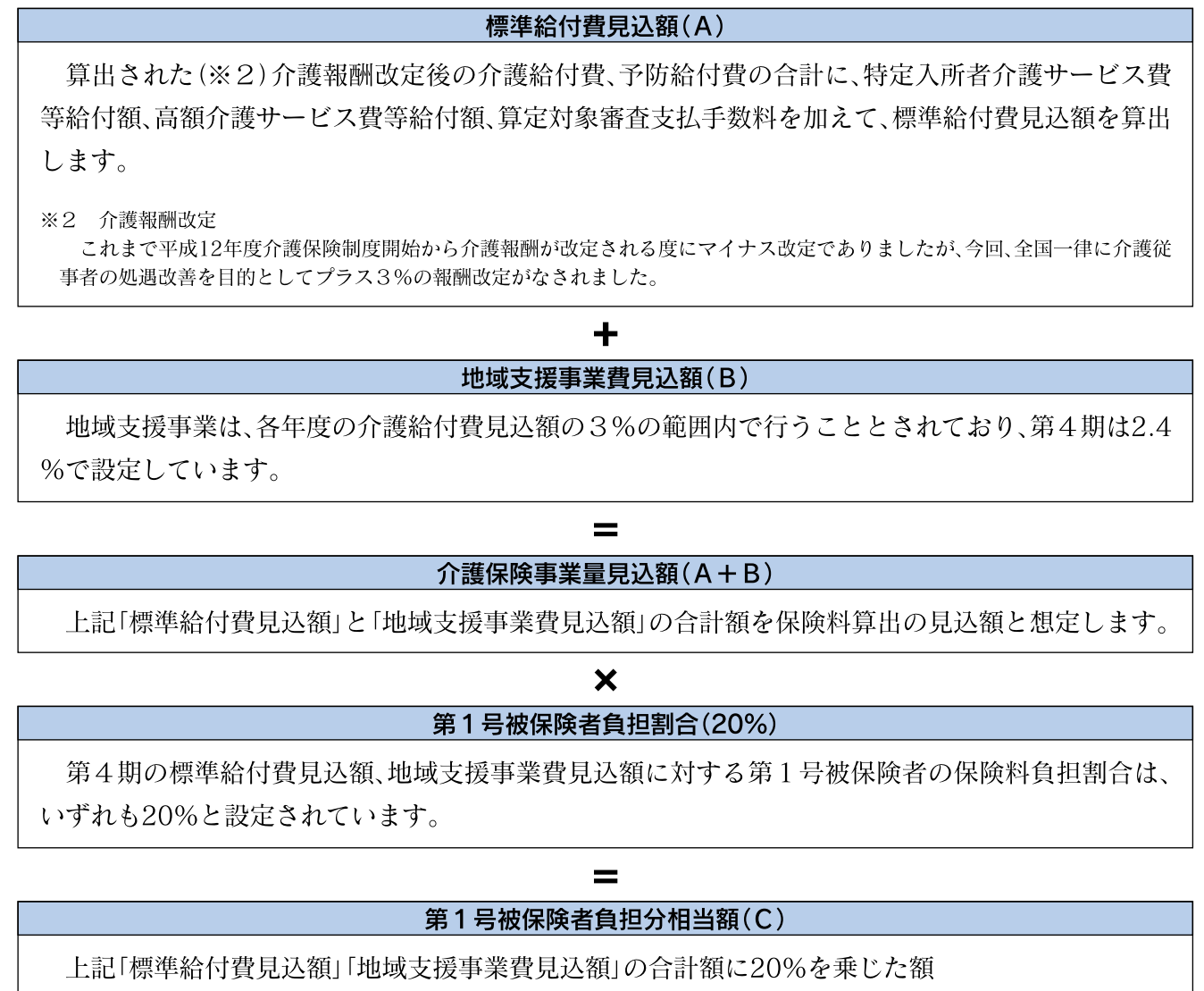
(注)平成18年度～19年度は実績値

2 保険料の設定 介護保険関連

(1) 保険料の算出手順

第4期(平成21年度～平成23年度)の第1号被保険者(※1)の保険料設定については、「介護従事者の処遇改善を目的とした制度開始以来、初めての介護報酬改定(3%アップ)による保険料への影響」「現行第4段階の細分化(準第4段階の創設)により低所得者の負担増の抑制」「現行第5段階の多段階化(新第6段階の創設)による一部の高所得者の負担増の抑制」「第3期介護保険料での激変緩和措置を継承した保険料乗率の設定」さらには「介護報酬改定による保険料の増額を抑制するための『介護従事者処遇改善臨時特例交付金』の創設に伴う引き下げ効果」等の特殊要因を踏まえて、以下のような算出手順で行いました。

(※1)第1号被保険者・・・65歳以上の人



+

調整交付金相当額(D)

介護保険の財源のうち、国が補助する利用者負担を除いた全市町村の給付費の5%相当額

-

調整交付金見込額(H)

第1号被保険者の負担割合と、全国平均の調整交付金交付割合の合計から、第1号被保険者負担割合に、(※3)後期高齢者加入割合補正係数と(※4)所得段階別加入割合補正係数を乗じたものを引いて調整交付金見込交付割合(G)を計算し、調整交付金見込額(H)を算出します。

- ※3 後期高齢者加入割合補正係数(E)
全国平均の後期高齢者の要介護・要支援発生率との乖離を補正する係数
- ※4 所得段階別加入割合補正係数(F)
全国平均の所得段階との乖離を補正するための係数

+

財政安定化基金拠出金見込額(I)

市町村に生じる保険料の未納や給付費の増加に伴う財源不足に対処するため、県に財政安定化基金を設け、この基金から資金の貸付、交付を行うものです。
標準給付費見込額に、財政安定化基金拠出率(1000分の1)を乗じて財政安定化基金拠出金見込額を算出します。 ※佐賀県への第4期拠出金はありません。

+

財政安定化基金償還金(J)

佐賀県財政安定化基金からの貸付金の第4期期間中の償還金です。
※本市では、第4期中の償還金はありません。

-

準備基金取崩額(K)

第3期の介護保険運営によって生じた余剰金を準備基金へ積立て、第4期の財源とするため取り崩したものです。

=

保険料収納必要額(O)

第1号被保険者負担分相当額(C)と調整交付金相当額(D)の合計から調整交付金見込額(H)、準備基金取り崩し額を差し引き、これに財政安定化基金拠出金見込額(I)、財政安定化基金償還金(J)を加えることで保険料収納必要額(O)を算出します。

÷

予定保険料収納率(P)

第4期は98%を設定しています。

÷

所得階層標準6段階別加入割合補正後被保険者数(Q1)

国が定める所得階層標準6段階ごとの被保険者の見込み数に基準額に対する割合(保険料乗率)を乗じて補正した所得段階別加入割合補正後被保険者数の数です。

■標準6段階別加入者数及び基準額に対する割合(保険料乗率)

	基準所得金額	所得段階別加入者数			基準額に対する割合		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階		248人 (1.7%)	249人 (1.7%)	252人 (1.7%)	0.50	0.50	0.50
第2段階		2,334人 (16.4%)	2,345人 (16.4%)	2,380人 (16.4%)	0.50	0.50	0.50
第3段階		2,237人 (15.7%)	2,246人 (15.7%)	2,280人 (15.7%)	0.75	0.75	0.75
第4段階		5,058人 (35.5%)	5,081人 (35.5%)	5,157人 (35.5%)	1.00	1.00	1.00
第5段階		3,315人 (23.2%)	3,329人 (23.2%)	3,377人 (23.2%)	1.25	1.25	1.25
第6段階	2,000,000円	1,071人 (7.5%)	1,074人 (7.5%)	1,090人 (7.5%)	1.50	1.50	1.50
計		14,263人 (100.0%)	14,324人 (100.0%)	14,536人 (100.0%)			
補正後被保険者数		13,777人	13,835人	14,039人			

所得階層新8段階(7段階8区分)別加入割合補正後被保険者数(Q2)

第4期では、国が定める所得階層標準6段階に対し、(※5)「現行第4段階の細分化(準第4段階の創設)により低所得者の負担増の抑制」及び(※6)「現行第5段階の多段階化(新第6段階の創設)による一部の高所得者の負担増の抑制」を図るため、7段階8区分に設定しました。

8区分ごとの被保険者の見込み数に(※7)基準額に対する割合(保険料乗率)の弾力化による新たな割合を乗じて補正した所得段階別加入割合補正後被保険者数の数を設定しました。

- ※5 現行第4段階の細分化
現行の保険料第4段階(本人が市民税非課税で市民税課税者のいる世帯)については、被保険者本人の負担能力に大きな開きがあり、所得水準の低い層にとっては負担が大きめという意見を踏まえ、本市では、国の制度改正を採用し、現行の第4段階を二つに細分化し、新たな低所得者層(準第4段階)を創設しました。

【準第4段階の要件】

第4段階(本人が市民税非課税で市民税課税者のいる世帯)のうち本人が課税年金収入額+合計所得金額≤80万円/年を満たす人

- ※6 現行第5段階の多段階設定(新第6段階の創設)
現行の保険料の負担段階については、国は原則6段階設定を標準としていますが、今回、保険者の判断により6段階以上の設定が可能となりました。

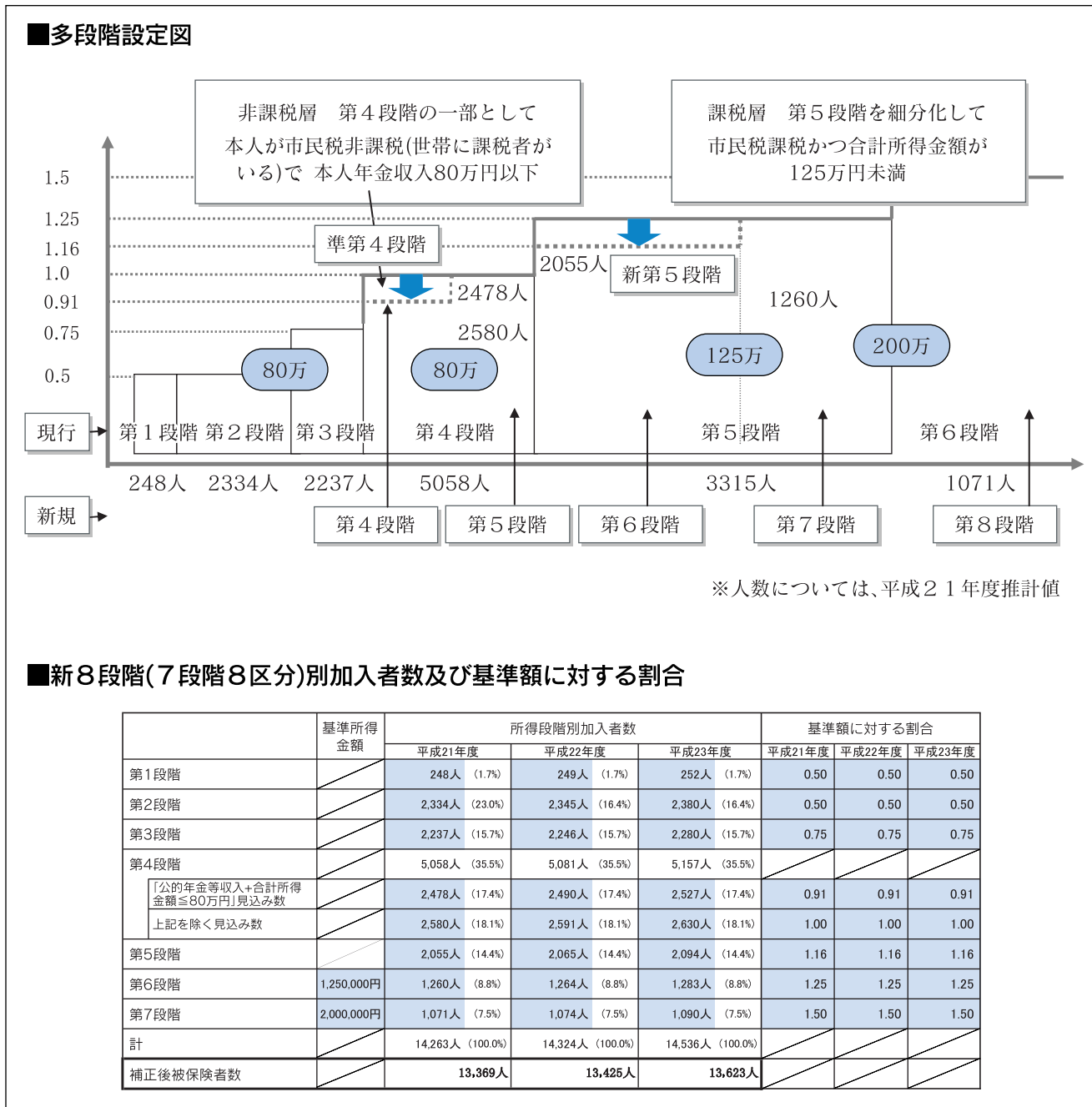
現行の第5段階(本人が市民税課税者で合計所得金額が200万円未満)についても、被保険者本人の負担能力に大きな開きがあり、高所得者全体と比べて負担が大きめという意見を踏まえ、本市では、国の制度改正を採用し、現行の第5段階について二つに多段階化し、新たな高所得者層(新第5段階)を創設しました。

【新第5段階の要件】

本人が市民税課税で合計所得金額<125万円/年を満たす人

- ※7 基準額に対する割合(保険料乗率)の弾力化
各段階の保険料乗率については、標準6段階を(0.5、0.50、0.75、1.0、1.25、1.5)とされています。今回の新たな準第4段階と新第5段階については、保険者において設定が可能とされました。
本市では、第3期(平成18年度~平成20年度)保険料で適用された「激変緩和措置(★)」並みの乗率を引き継ぐこととし、準第4段階は0.91、新第5段階は1.16を採用しました。

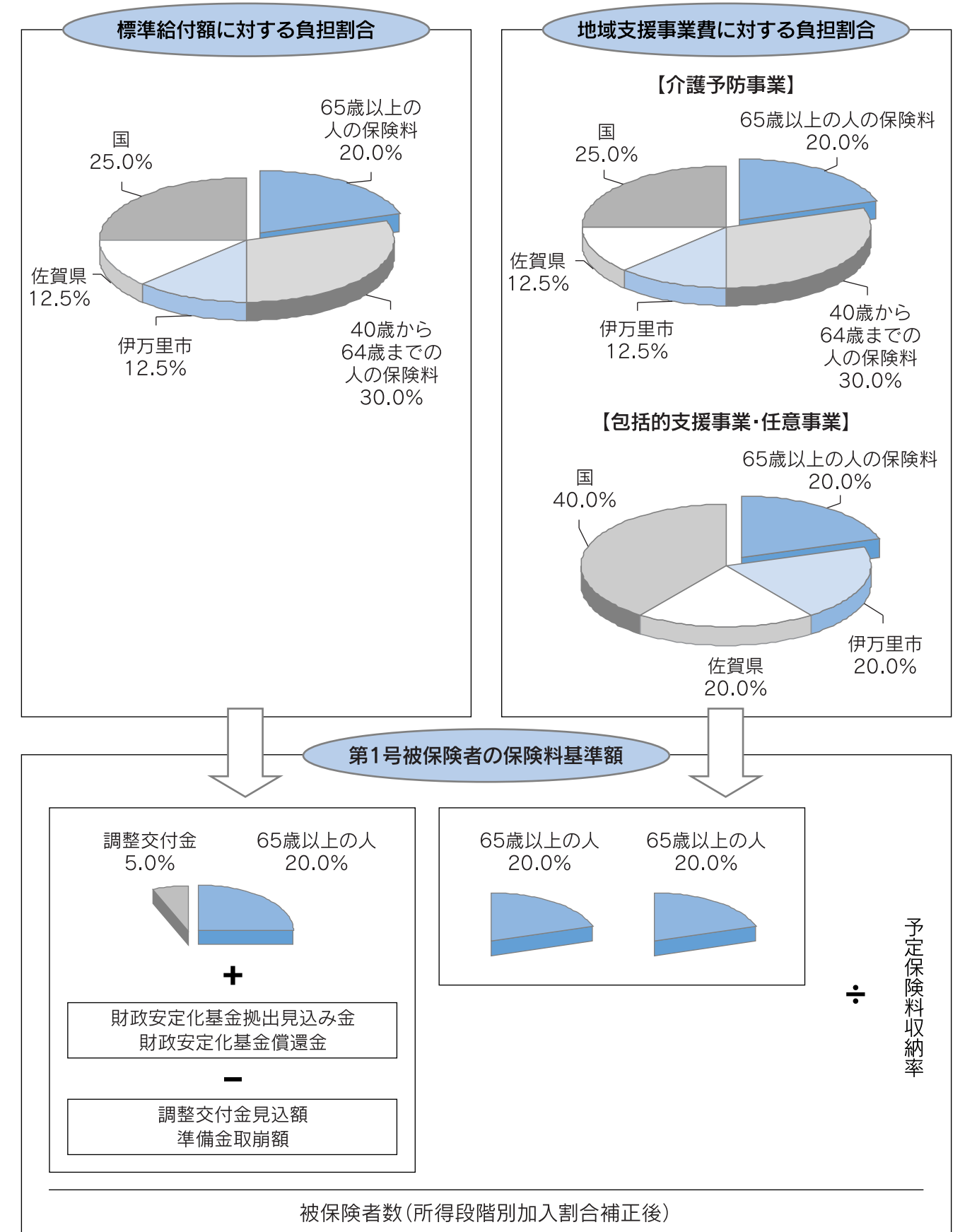
★「激変緩和措置」…平成17年度の税制改正に伴い、市民税非課税者から課税者となること等で介護保険料が急激に上昇することを避けるために、保険料を3年間で段階的に引き上げることとされた措置(平成20年度で廃止)



年額保険料及び月額保険料(R1・R2)

上記「保険料収納必要額」を「予定保険料収納率」で割戻し、その値をさらに「第1号被保険者数」で除し、年額保険料及び月額保険料(基準額及び弾力化後)を算出します。

※2 第1号被保険者の保険料負担割合と保険料算定イメージ



(2) 保険料基準額の設定

以上の手順で求められた第4期(平成21年度～23年度)の第1号被保険者の保険料基準額は以下のとおりとなります。

(単位:円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計
総給付費	4,279,204,271	4,506,635,351	4,693,661,227	13,479,500,849
特定入所者介護サービス費等給付額	204,590,575	218,911,915	234,235,749	657,738,239
高額介護サービス費等給付額	94,684,927	98,472,324	102,411,216	295,568,467
算定対象審査支払手数料	7,617,765	7,846,240	8,081,650	23,545,655
審査支払手数料支払件数	80,187 件	82,592 件	85,070 件	247,849 件
標準給付費見込額(A)	4,586,097,538	4,831,865,830	5,038,389,842	14,456,353,210
地域支援事業費見込額(B)	111,474,606	117,455,295	122,484,099	351,414,000
保険給付費見込額に対する割合	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%
標準給付費見込額(A)	4,586,097,538	4,831,865,830	5,038,389,842	14,456,353,210
第1号被保険者負担分相当額(C)	939,514,429	989,864,225	1,032,174,788	2,961,553,442
調整交付金相当額(D)	229,304,877	241,593,291	251,919,492	722,817,660
調整交付金見込交付割合(G)	7.62%	7.62%	7.62%	
後期高齢者加入割合補正係数(E)	0.9041	0.9041	0.9041	
所得段階別加入割合補正係数(F)	0.9610	0.9610	0.9610	
調整交付金見込額(H)	349,461,000	368,188,000	383,925,000	1,101,574,000
財政安定化基金拠出金見込額(I)				0
財政安定化基金拠出率		0.00%		
財政安定化基金償還金(J)	0	0	0	0
準備基金取崩額(K)				245,044,000
審査支払手数料1件あたり単価	95	95	95	
審査支払手数料支払件数	80,187 件	82,592 件	85,070 件	
審査支払手数料差引額(L)	0	0	0	0
市町村特別給付費等(M)	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額(N)				0
市町村相互財政安定化事業交付額(N)				0
保険料収納必要額(O)				2,337,753,102
予定保険料収納率(P)		98.00%		
所得階層標準6段階別加入割合補正後被保険者数(Q1)	13,777 人	13,835 人	14,039 人	41,651 人
所得階層新8段階別加入割合補正後被保険者数(Q2)	13,369 人	13,425 人	13,623 人	40,417 人
標準6段階の場合の保険料基準額(R1)				
保険料(年額)				57.273
保険料(月額)				4.773
新7段階8区分(弾力化後)の場合の保険料基準額(R2)				
保険料(年額)				59.021
保険料(月額)				4.918

(3) 介護従事者処遇改善臨時特例交付金による引き下げ額

介護従事者の処遇改善を目的とした平成21年度からのプラス3%の介護報酬改定の影響によって起こる保険料の増額を抑えるために全国一律に臨時交付金が交付されました。

介護報酬3%上昇に伴い、本市では約135円/月の保険料増額の影響がありますが、そのうち約1/2(約68円)が臨時交付金によって補てんされます。

また、3年間均等に補てんすることによって、第4期期間内の同一保険料段階の額を均等にすることとしました。

その結果、新7段階8区分(弾力化後)の月額標準額4,918円は、第4期(平成21年度～23年度)中は4,850円と設定します。

(4) 第4期第1号被保険者所得段階別保険料の設定

以上の検討結果を踏まえた、第4期第1号被保険者所得段階別保険料は以下のとおりです。

■ 第1号被保険者の段階別保険料の推移

所得段階	対 象 者	保険料乗率	保険料/年額						月額
			第1期 (H12-14)	第2期 (H15-17)	第3期 (H18-20)			第4期 (H21-23)	
第1段階	生活保護の受給者 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金の受給者	0.5	18,800円	23,600円	29,400円			2,425円	
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税 本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 第2段階で上記に該当しない人	0.5	28,200円	35,400円	29,400円			2,425円	
第3段階		0.75			44,100円			3,638円	
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合) 第1段階からの「激変緩和措置」の対象者 第2段階からの「激変緩和措置」の対象者 第3段階からの「激変緩和措置」の対象者 第4段階で本人の合計所得金額	1			58,800円			4,850円	
		0.83	37,600円	47,200円	38,808円	48,804円	48,804円	4,114円	
		0.83			38,808円	48,804円	48,804円		
		0.91			48,804円	53,508円	53,508円		
第5段階	本人が市民税課税で合計所得が200万円未満の人	1			44,100円	58,800円	58,800円	5,626円	
		1			44,100円	58,800円	58,800円		
		1.08	47,000円	59,000円	73,500円	53,508円	63,504円	63,504円	
		1.16			63,504円	68,208円	68,208円		
第6段階	本人が市民税課税で合計所得が200万円以上の人	1.5	56,400円	70,800円	88,200円			7,275円	

第4期計画期間における
第1号被保険者保険料(月額)
4,850円